

T S R マネジメント規程

平成 26 年 6 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日 平成 28 年 6 月 1 日
平成 30 年 12 月 18 日

目 次

第 1 条	(目的)
第 2 条	(定義)
第 3 条	(機能)
第 4 条	(T S R シートの種類)
第 5 条	(適用範囲)
第 6 条	(検証評価)
第 7 条	(管掌)
第 8 条	(改廃)
附 則	

(目的)

第 1 条 この T S R (Taisho University Social Responsibility) マネジメント規程は、教育基本法第 7 条第 1 項及び学校教育法第 83 条第 1 項の理念に基づき、大正大学（以下、「本学」という。）の目的である教育、研究、社会貢献等の機能を最大化させるため、円滑な運営を目指した学内ガバナンス体制を構築し、理事会、教授会等学内意思決定機関で策定された大学運営計画に則り、目標管理型マネジメントを確立することを目的とする。

(定義)

第 2 条 T S R マネジメントとは、前条の目的を達成するために大学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を「5つの社会的責任」（①教育・研究の充実・発展、②学生生活の充実、③特色ある社会貢献・地域連携、④ミッションに基づく学風の醸成、⑤T S R に基づく大学運営）に分類し、それらの活動を行うための資源を「3つの経営基盤」（①安定した財務基盤の確立、②優れた人材の確保、③充実したキャンパス環境の整備）と位置付けた本学独自の PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを稼働させるシステムをいう。

(機能)

第 3 条 T S R マネジメントは本学が独自に開発した T S R マネジメントシート（以下、「T S R シート」という。）によって運用し、T S R シートは、基本的に次の各号の機能を有するツールとする。

- (1) 執行業務の立案
- (2) 自己点検・評価

- (3) 事業の進捗管理
- (4) 検証, 評価
- (5) 考課測定

2 運用及び管理については, 別に定める。

(TSRシートの種類)

第4条 TSRシートは, 次の5種類に分類する。

- (1) TSRマネジメントシート (大学総合)
- (2) TSRマネジメントシート (学部, 研究科)
- (3) TSRマネジメントシート (学科, 大学院専攻)
- (4) TSRマネジメントシート (大学運営)
- (5) TSRマネジメントシート (教職員)

2 前項各号の各シートの運用については, 別に定める。

(適用範囲)

第5条 TSRマネジメントシステムの適用範囲は, 以下のとおりとする。

- (1) 本学の中期マスタープラン及び事業計画の推進
- (2) 教育・研究活動
- (3) 学生生活支援
- (4) 地域・社会貢献活動, 連携活動
- (5) 事務局各部局の所管業務 (図書館運営含む)
- (6) その他, 必要な事業又は業務

(検証評価)

第6条 本学学則第2条第1項並びに本学大学院学則第2条第1項に基づき実施する自己点検・自己評価は, TSRマネジメントによって実施する。

2 自己点検・自己評価の対象範囲は, 第2条に定めるTSRマネジメントの区分とし, 具体的な運営, 方法の詳細については, 別に定める。

(管掌)

第7条 この規程の事務管掌は, 学長室企画調整課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は, 常務理事会が行う。

附 則

この規程は, 平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 18 日から施行する。